

旭川市通年制保育園条例施行規則

平成18年2月1日
規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、旭川市通年制保育園条例（平成17年旭川市条例第44号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第2条 旭川市通年制保育園（以下「保育園」という。）の入園定員は、別表のとおりとする。

(入園申込書)

第3条 条例第8条の申込書は、旭川市通年制保育園入園申込書（様式第1号）とする。

(入園承諾書等の交付)

第4条 指定管理者は、前条の申込書の提出があった場合において、入園の承諾をしたときは旭川市通年制保育園入園承諾書（様式第2号）を、入園の承諾をしなかったときは旭川市通年制保育園入園不承諾通知書（様式第3号）を当該申込書を提出した者に交付するものとする。

(退園の届出等)

第5条 条例第9条第1項の規定による届出をしようとする入園児童の保護者は、旭川市通年制保育園退園届（様式第4号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 条例第9条第3項の規定による通知は、入園児童を退園させるときは旭川市通年制保育園退園通知書（様式第5号）により、入園児童の入園を停止するときには旭川市通年制保育園入園停止通知書（様式第6号）により行うものとする。

(入園料等設定等の申請)

第6条 指定管理者は、条例第12条第2項の規定により入園料等について承認を受けようとするときは、旭川市通年制保育園入園料等設定・変更申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 入園料等に関する規程
- (2) 保育園の収入及び支出に関する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第6条の規定による入園料等の設定の承認に係る申請は、この規則の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。

別表（第2条関係）

名称	入園定員
旭川市立東旭川保育園	120人
旭川市立旭東保育園	120人
旭川市立永山保育園	130人
旭川市立春光保育園	120人
旭川市立住吉保育園	90人
旭川市立東鷹栖中央保育園	60人
旭川市立神居保育園	90人
旭川市立西神楽保育園	60人
旭川市立千代田保育園	90人
旭川市立小鳩保育園	120人
旭川市立近文生活館保育園	90人
旭川市立神居つくし保育園	60人
旭川市立秋月保育園	90人
旭川市立緑が丘保育園	90人

